



令和7年度第18号 令和7年10月発行

南部家畜防護協議会  
 (公社)千葉県畜産協会  
 千葉県南部家畜保健衛生所  
 〒296-0033 鴨川市八色52  
 電話 04(7092)2304  
 FAX 04(7092)1434

## 千葉県環境保全条例に基づく畜産農業に適応される硝酸性窒素等の排水基準が見直されました

- 千葉県環境保全条例に基づく特定施設である、牛房施設及び鶏舎を有する特定事業場における硝酸性窒素等の排水基準が、令和7年11月1日から一般排水基準(100mg/L)に移行します。

| 施設   | 現行      | 見直し後<br>(令和7年11月1日以降) |
|------|---------|-----------------------|
| 牛房施設 | 300mg/L | 一般排水基準<br>(100mg/L)   |
| 鶏舎   | 500mg/L | 一般排水基準<br>(100mg/L)   |

(注)牛房の総面積100m<sup>2</sup>以上200m<sup>2</sup>未満、  
鶏の飼養羽数が1,000羽以上の鶏舎を有する事業場を有し  
公共用水域に排水している事業者。

### 排水の測定・記録・保存の徹底のお願い

- 下記の水質汚濁防止法で定める特定施設または、千葉県環境保全条例で定める特定施設を設置している場合、次ページ記載の義務事項の遵守を改めてお願いいたします。

#### 1. 水質汚濁防止法が定める特定施設

牛房=総面積200m<sup>2</sup>以上      豚房=総面積50m<sup>2</sup>以上  
 馬房=総面積500m<sup>2</sup>以上

#### 2. 千葉県環境保全条例が定める特定施設

牛房=総面積100m<sup>2</sup>以上200m<sup>2</sup>未満      鶏舎=飼養羽数1,000羽以上  
 馬房=総面積100m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>未満

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

# 排水の測定・記録・保存が必要です

## 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、

**3か月に1回以上※1の測定と記録 と 3年間の保存** が義務づけられています。

※1 日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の場合。 日平均排水量30m<sup>3</sup>未満であれば、

1年に1回以上の測定と記録

測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

### 測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排出水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

### 測定・記録・保存

- 排出口ごとに1ヶ月1回以上測定
- 所定の様式に記録し、3年間保存

### 罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合  
30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

#### 排出水の汚染状態及び量

| 工場又は事業場における<br>施設番号         | 種類・項目  | No.1 排出口 |    | No.2 排出口 |    |
|-----------------------------|--------|----------|----|----------|----|
|                             |        | 通常       | 最大 | 通常       | 最大 |
| 排水の汚染状態                     | pH     |          |    |          |    |
|                             | BOD    |          |    |          |    |
|                             | SS     |          |    |          |    |
|                             | T-N    |          |    |          |    |
|                             | T-P    |          |    |          |    |
|                             | 硝酸性窒素等 |          |    |          |    |
|                             | ....   |          |    |          |    |
|                             | ....   |          |    |          |    |
| 排水の量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 通常     | 最大       | 通常 | 最大       |    |

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。

このページに関する問い合わせは次ページの届け出先にお願いします。

# 問合せ先（届出先）

○御相談等ございましたら、お住まいの市町村を所管する県地域振興事務所  
地域環境保全課へご連絡ください。

○なお、市川市、松戸市、市原市については、各々の市水質汚濁防止法  
担当課へご連絡ください。

| 市町村名                                 | 担当機関          | 住所                         | 電話番号                         |
|--------------------------------------|---------------|----------------------------|------------------------------|
| 習志野市、八千代市、浦安市                        | 葛南地域振興事務所     | 地域環境保全課                    | 273-8560<br>船橋市本町1-3-1フェイス7階 |
| 野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市                    | 東葛飾地域振興事務所    |                            | 047-424-8092                 |
| 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町 | 印旛地域振興事務所     |                            | 271-8560<br>松戸市小根本7          |
| 香取市、神崎町、多古町、東庄町                      | 香取地域振興事務所     |                            | 043-483-1447                 |
| 銚子市、旭市、匝瑳市                           | 海匝地域振興事務所     |                            | 285-8503<br>佐倉市鎌木仲田町8-1      |
| 東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町         | 山武地域振興事務所     |                            | 287-8502<br>香取市佐原イ92-11      |
| 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町          | 長生地域振興事務所     |                            | 0478-54-7505                 |
| 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町                    | 夷隅地域振興事務所     |                            | 289-2504<br>旭市二1997-1        |
| 館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町                     | 安房地域振興事務所     |                            | 0479-64-2825                 |
| 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市                    | 君津地域振興事務所     |                            | 283-0006<br>東金市東新宿1-11       |
| 市川市                                  | 市川市環境部生活環境保全課 | 297-8533<br>茂原市茂原1102-1    | 0475-26-6731                 |
| 松戸市                                  | 松戸市環境部環境保全課   | 298-0212<br>夷隅郡大多喜町猿稻472-2 | 0470-82-2451                 |
| 市原市                                  | 市原市環境部環境管理課   | 294-0045<br>館山市北条402-1     | 0470-22-8711                 |
|                                      |               | 292-8520<br>木更津市貝渕3-13-34  | 0438-23-2285                 |
|                                      |               | 272-8501<br>市川市南八幡2-20-2   | 047-712-6310                 |
|                                      |               | 271-8588<br>松戸市根本387-5     | 047-366-7337                 |
|                                      |               | 290-8501<br>市原市国分寺台中央1-1-1 | 0436-23-9867                 |

※千葉市、船橋市、柏市については、千葉県環境保全条例の適用外です。

各市で別に規制している場合がありますので、詳細は各市にお問い合わせください。

| 市町村名 | 担当機関             | 住所                       | 電話番号         |
|------|------------------|--------------------------|--------------|
| 千葉市  | 千葉市環境局環境保全部環境規制課 | 260-8722<br>千葉市中央区千葉港1-1 | 043-245-5194 |
| 船橋市  | 船橋市環境部環境保全課      | 273-8501<br>船橋市湊町2-10-25 | 047-436-2456 |
| 柏市   | 柏市環境部環境政策課       | 277-8505<br>柏市柏5-10-1    | 04-7167-1695 |